相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県郡山市富久山町福原字長沼二五番地一、最後の住所福島県郡山市富久山町福原字長沼二五番地の一

被相続人　亡　蜂屋カツ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十日

福島県郡山市深沢二丁目四番二〇号

相続財産管理人　弁護士　鈴木　康元

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県十日町市中条己二五九番地、最後の住所群馬県太田市世良田町三一三二番地五

被相続人　亡　池田　稔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十日

群馬県太田市飯田町一二四五番地一　金十清水ビル五階

相続財産管理人　弁護士　栗原　貴志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区南長崎二丁目二〇七一番地、最後の住所埼玉県入間郡毛呂山町大字西大久保七六六番地一　ななふく苑

被相続人　亡　福田　禎夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十日

埼玉県川越市新富町二丁目一二番二二号

日神デュオステージ川越新富町八〇三　いしい法律事務所

相続財産管理人　弁護士　石井　庸久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県鴻巣市上会下四六九番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　河嶋　洋一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目八番地二NMビル六階　神田大塚法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大塚　隆治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県南埼玉郡春日部町大字梅田五五〇番地イ号、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　佐野　重治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十日

事務所埼玉県越谷市東越谷九丁目五三番地　越谷司法ビル一〇七号室

相続財産管理人　弁護士　柳　隆彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市大宮区仲町三丁目一四八番地、最後の住所埼玉県さいたま市見沼区大字風渡野四六八番地一

被相続人　亡　三井　信彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十日

さいたま市大宮区宮町二丁目二八番地　あじせんビル四階・六階

相続財産管理人　金子　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県越谷市七左町四丁目四六九番地、最後の住所埼玉県越谷市宮本町五丁目三九番地一パラシオン越谷六〇九号

被相続人　亡　齋藤　淳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十日

埼玉県越谷市赤山本町四―一ヨネビルディング七階

相続財産管理人　弁護士　横家　豪

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県萩市大字平安古町四八四番地、最後の住所埼玉県さいたま市緑区大字寺山一五七番地特別養護老人ホーム白寿園

被相続人　亡　大西　俊彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十日

埼玉県さいたま市大宮区吉敷町一丁目六二番地マレーS・Tビル四〇三号はるか法律事務所

相続財産管理人　弁護士　川井理砂子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県賀茂郡河津町谷津二四三番地の二、最後の住所東京都あきる野市雨間一〇四六番地

被相続人　亡　丸山　モト

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十日

事務所東京都立川市曙町二丁目一七番六号　朝日生命立川ビル四階赤沼法律事務所

相続財産管理人　弁護士　清水　光子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都立川市高松町三丁目二番、最後の住所東京都立川市高松町三丁目二番三号

被相続人　亡　西本　武司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十日

事務所東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目一八番七号アベーテ吉祥寺三〇三吉祥寺みなみ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　橋積　京子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区上原一丁目一〇八番地、最後の住所東京都渋谷区上原一丁目四番五号

被相続人　亡　森川　貞夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号丸の内マイプラザあさひ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　藤原　道子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横須賀市安浦町一丁目六番地、最後の住所神奈川県大和市西鶴間四丁目四番八号

被相続人　亡　西村　勉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十日

横浜市中区日本大通一八　KRCビル九階

相続財産管理人　弁護士　保良　公晃

第56期決算公告

平成27年3月10日　神奈川県大和市上草柳172番地

日新工業株式会社

代表取締役　松下　芳博

貸借対照表の要旨　（平成26年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	6,482,193	流動負債	4,436,072
固定資産	2,938,478	固定負債	1,115,258
		負債合計	5,551,330
		株主資本	3,781,829
		資本金	162,000
		資本剰余金	3,619,829
		利益準備金	40,500
		その他利益剰余金	3,579,329
		（うち当期純利益）	（174,830）
		評価・換算差額等	87,512
		その他有価証券評価差額金	87,512
		純資産合計	3,869,341
資産合計	9,420,671	負債・純資産合計	9,420,671